

【ロシア】地球リモートセンシングデータベース制度の設立

前・海外立法情報課 小泉 悠
(海外立法情報課在籍時に執筆)

* 人工衛星による地球観測データの利用促進を図るため、ロシア連邦法「宇宙活動について」が改正され、地球リモートセンシングデータベース制度が設立された。

1 法律の背景

ロシア連邦政府は2011年に「測地及び測量の分野における2020年までの発展概念」¹（以下「測地及び測量発展概念」）を策定し、国土計画の発展等を目的として、人工衛星を活用した地球リモートセンシング活動を発展させるとの目標を掲げた。リモートセンシングとは、対象物に直接触れずに対象物の大きさ、形及び性質を観測する技術であり、紫外線、可視光線、赤外線、マイクロ波等の電磁波を受信できるセンサーが利用される²。測地及び測量発展概念では、人工衛星が取得したリモートセンシングデータ及びそれらのメタデータをデータベース化し、一般利用を可能とするとの方針が示されている。

地球リモートセンシングデータを提供する人工衛星の整備については、中期宇宙計画として2015年に策定された連邦特定目的プログラム「2016年から2025年の連邦宇宙プログラム」³が規定しており、2015年時点の8機から2025年までに23機まで増加させることや新技術に基づく超高解像度地球リモートセンシング衛星を実用化することなどの目標を掲げている⁴。また、測地及び測量発展概念では、ロシア国防省の軍事用地球リモートセンシング衛星が取得したデータの一般利用制限を緩和する方針も初めて示された。

上記の方針を具体化するため、2018年3月7日連邦法第46号「ロシア連邦法「宇宙活動について」の改正について」⁵（以下「地球リモートセンシングデータ利用促進法」）が成立し、公布日の90日後に施行されることとなった。

2 法律の概要

(1) 地球リモートセンシングデータベース制度

地球リモートセンシングデータ利用促進法により、宇宙活動に関する基礎的な法律である1993年8月20日連邦法第5663-I号「宇宙活動について」⁶（以下「宇宙活動法」）に第8章「宇

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2018年4月6日である。

¹ 測地及び測量発展概念は2010年12月17日ロシア連邦政府指令第2378号として公布された。Распоряжение Правительства Российской Федерации от 17.12.2010 N2378-p. <<https://rg.ru/2011/01/11/geodeziya-site-dok.html>>

² 「リモートセンシングとは」国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）公式サイト <http://www.eorc.jaxa.jp/rs_knowledge/>

³ その全文は非公開とされているものの、ロスコスモス（宇宙活動の実施機関である国家企業）の公式サイトには「基本規定」と呼ばれる要約版が掲載されている。“Основные положения Федеральной космической программы 2016-2025,” РОСКОСМОС. <<http://www.roscosmos.ru/22347/>>

⁴ *ibid.*

⁵ Федеральный закон от 07.03.2018 N46-ФЗ “О внесении изменений в Закон Российской Федерации “О космической деятельности.” <<http://kremlin.ru/acts/bank/42873>>

⁶ Закон Российской Федерации от 20.08.1993. N5663-I “О космической деятельности.” <<http://base.garant.ru/136323/>>

宙からの地球遠隔観測データに関する連邦データベース」が新設され、宇宙からの地球遠隔観測データに関する連邦データベース（以下「地球リモートセンシングデータベース」）制度の設立が規定された。地球リモートセンシングデータベースは、ロシア連邦の資金で開発した人工衛星（以下「政府衛星」）の取得したデータ、法人及び自然人の資金で開発した人工衛星（以下「民間衛星」）の取得したデータ及びロシア連邦予算で購入したデータの効率的な利用を図ることを目的としたデータベースである（第 8 章第 31 条第 1 項）。地球リモートセンシングデータベースは、宇宙計画の実施機関である国家企業「ロスコスモス」⁷が運営する（改正宇宙活動法第 6 条）。

（2）データの範囲

人工衛星に搭載された地球リモートセンシング装置が取得した情報を記録した電気信号、写真フィルム及び磁気テープその他の一次データ並びに当該一次データを処理して得られた資料を地球リモートセンシングデータという規定されている（第 8 章第 31 条第 2 項）。ただし、人工衛星が取得した空間データ（地理情報）は、地球リモートセンシングデータに含まない。地球リモートセンシングデータベースに含まれるデータの範囲は、次のとおりである（同条第 3 項）。

- 政府衛星が取得したデータ
- 民間衛星が取得したデータのうち、宇宙活動に関して権限を有する連邦政府機関が連邦政府予算で購入し、地球リモートセンシングデータベースに提供したデータ
- 民間衛星が取得したデータのうち、その所有者が地球リモートセンシングデータベースに無償で提供したデータのコピー
- 地球リモートセンシングデータベースに含まれるデータ及びそのコピーに関する情報（メタデータ）
- 地球環境及び環境汚染に関する国家統一データベースを構成する気象衛星、海洋観測衛星及び太陽観測衛星が取得したデータ

（3）データの利用

地球リモートセンシングデータベースに含まれるデータは、政府機関、地方自治体及びそれらの附属機関、その他の公的機関、国営企業、法人及び自然人が利用することができる。地球リモートセンシングデータベースの運営者は、利用者からデータ利用の申込みを受けてから 10 日以内に当該データを提供しなければならない。データ利用は有料であり、利用料収入はロシア連邦予算の歳入に繰り入れられる（第 8 章第 32 条）。

ただし、ロシア連邦の政府及び地方自治体との間で物品、作業及び役務の調達契約を結んだ法人は、法人形態や所在地にかかわらず、当該調達契約の履行に必要な範囲内でデータ利用を行うことができると規定されている（同条）。これは政府及び地方自治体の業務を受託した法人がその業務遂行のためにリモートセンシングデータを利用することが想定されていることを示している。一方、それ以外の場合における法人及び自然人の利用については規定がなく、リモートセンシングデータの利用が具体的にどの程度まで一般に開放されるのかは明らかでない。

⁷ ロスコスモスについては以下を参照。小泉悠「【ロシア】国家企業「ロスコスモス」の設置に関する法律」『外国の立法』No.265-1, 2015.10, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9514878_po_02650108.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>